

仕様書

1 件名

さいたま市消防局庁舎外26署所自家用電気工作物保安管理業務

2 目的

この業務は、消防署所における自家用電気工作物及び非常用発電設備が正常かつ良好に機能するよう、当該機器の保守管理を行い、安全を確保し環境の保全を図ることを目的とする。

3 履行場所

別表1「自家用電気工作物一覧」のとおり

4 履行期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

5 対象自家用電気工作物の概要

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 事業場の名称 | 別表1「自家用電気工作物一覧」のとおり |
| (2) 事業場の所在地 | 別表1「自家用電気工作物一覧」のとおり |
| (3) 需要設備 | |
| ア 受電電圧 | 別表1「自家用電気工作物一覧」のとおり |
| イ 設備容量 | 別表1「自家用電気工作物一覧」のとおり |
| ウ 非常用予備発電装置 | |
| (ア) 発電機定格出力 | 別表1「自家用電気工作物一覧」のとおり |
| (イ) 発電機定格電圧 | 別表1「自家用電気工作物一覧」のとおり |
| (ウ) 原動機の種類 | ディーゼル（全ての非常用予備発電装置） |
| (4) 太陽光発電設備 | |
| ア メーカー型式 | 別表1「自家用電気工作物一覧」のとおり |
| イ 出力 | 別表1「自家用電気工作物一覧」のとおり |

6 業務内容

- (1) 自家用電気工作物等の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を委託者へ報告すること。
- また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがある場合は、とるべき措置について委託者に指示又は助言すること。
- なお、委託者はその記録を確認し、保安規程に定める期間は保存すること。
- (2) 自家用電気工作物等の点検等について、不具合が発生した場合は、その状況及び原因を修

繕等の対処方法を含めて委託者に報告するものとし、修繕を要する場合は、見積書を提出すること。ただし、緊急を要する場合は、事態拡大を防ぐための応急処置を施し、対応後は速やかに委託者へ報告すること。

- (3) 電気事故が発生又は発生するおそれがある場合において、委託者若しくは電力会社等から通知を受けたときは、現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。

また、事故・故障の状況に応じ受託者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合は、同様の事故・故障を再発させないための対策等について、委託者に指示又は助言を行うこと。

なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、委託者に対し電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

- (4) 自家用電気工作物等の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

- (5) 自家用電気工作物等の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に指示又は助言すること。

- (6) 自家用電気工作物等の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて行う工事期間中の点検は、計画どおりの施工及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とすること。

また、必要に応じそのとるべき措置について委託者に指示又は助言すること。

- (7) 電気事業法(昭和39年法律第170号)107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

- (8) 次のア～ウのいずれかに該当する電気工作物については、協議のうえ、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに關し、受託者の監督により点検等を行い、受託者は、その記録の確認を行う。また、受託者は、委託者の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、受託者は、当該電気工作物の保安について、指示又は助言ができるものとする。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する自家用電気工作物

(ア) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(イ) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(ウ) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器

(オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

イ 設置場所の特殊性のため、点検を行うことが困難な次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

(ア) 立入に危険を伴う場所

- (イ) 情報管理のため立入が制限される場所
 - (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所
 - (エ) 機密管理のため立入が制限される場所
 - (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- ウ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (9) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、(1)～(8)によるほか、委託者が確認を行う。
- (10) 緊急対応（24時間緊急対応業務）
受託者は、災害、重大事故等の発生に備え、委託者から緊急出勤の要請があった場合は、速やかに対応するものとする。受託者は、業務着手時に連絡体制表及び緊急体制表を作成し、あらかじめ委託者の承認を受けなければならない

7 点検の頻度及び点検項目

- (1) 6(1)に定める受託者が定期的に行う点検の頻度はア～ウのとおりとする。

また、点検項目及び内容については、別表2「需要設備」、「太陽光発電設備」のとおりとし、その詳細は、保安規定および別表3「太陽光発電設備保守点検」によるものとする。

ア 月次点検

毎月1回（設備が運転中の状態において点検を実施するもの）

イ 年次点検

毎年1回（主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するもの）

消防局庁舎（浦和消防署）、防災センター（大宮消防署）及び緑消防署については、別途委託者の消防用設備点検業者と調整して実施するものとする。

ウ 臨時点検

電気事故、その他異常の発生又は異常が発生する恐れがあると判断した場合は隨時、点検を実施するものとする。

- (2) 月次点検のほか、日常巡視等において問診等を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがないかの点検を実施するものとする。

- (3) 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に受託者は、次のア及びイに掲げる処置を行うこととする。

ア 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。

イ 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

- (4) 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポ

リ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

8 連絡責任者等

- (1) 委託者は自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を通知するものとする。
- (2) 委託者は(1)の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- (3) 委託者は、(1)及び(2)による通知の内容変更が生じた場合は、受託者に変更の内容を通知するものとする。
- (4) 委託者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち会わせることとする。

9 委託者及び受託者の協力及び義務

- (1) 委託者は、受託者の行う保安管理業務実施にあたり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 受託者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

10 保安業務担当者の資格等

- (1) 受託者は、保安業務担当者に、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- (2) 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (3) 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

11 報告書等の提出及び記録の保存

- (1) 点検時、その結果に基づき処理した事項、その調整・修繕内容並びに必要事項を記載した点検報告書、完了報告書及び請求書は、業務完了後、遅滞なく委託者へ提出すること。
- (2) 劣化状況又は修繕が必要な場合は、その状況等を示す写真を添付し委託者へ報告すること。
- (3) 受託者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、委託者及び受託者の双方において3年間保存するものとする。

12 委託料の支払い

さいたま市業務委託契約基準約款第20条第3項に基づき、本業務の支払い回数は6回とし、奇数月の完了報告書の検査合格後とする。

13 その他

- (1) 点検に伴う交換部品及び消耗品等は、別途支給する。
- (2) 各消防署（出張所を除く。）の年次点検は、来庁者や業務等への影響を最小限とするため、原則、土日祝日に実施することとする。
- (3) 防災センター（大宮消防署）の年次点検は、防災展示ホール及び管理指導課が休みである年末年始（12月29日～1月3日）か、土日祝日の防災展示ホール閉館後に実施することとする。
- (4) 南消防署（六辻公民館）及び緑消防署のような複合施設の年次点検は、各施設の業務に不都合の生じないよう、事前に実施日等の調整を行うこととする。
- (5) 見沼消防署東大宮出張所の施設管理は東大宮コミュニティセンターが行っているため、非常用発電設備等の点検に際し、必要があれば、東大宮コミュニティセンターの電気主任技術者と調整を行うこと。
- (6) 毎年1回、月次点検に併せて、各消防庁舎を停電させ非常用発電設備を稼働した状況を設定し、庁舎における使用可能な設備等を把握するための消防職員による調査を実施する。実施方法・実施時期等は委託者と受託者で協議し実施することし、実施時間は各庁舎概ね1時間～2時間とする。
- (7) 令和7年度の受託者と令和8年度の受託者が異なる場合、令和7年度受託者は、円滑に業務が引き継がれるよう、業務引継書（手順書等）を作成し、履行最終月末までに、委託者に提出し確認を受けることとしている。
この場合、令和8年度受託者は、履行開始後の業務履行が円滑に行えるよう、令和7年度受託者の協力を得て、委託者立会いのもと、令和7年度最終月末までに業務の引継ぎを受けるものとする。
ア 業務引継は履行開始前までに行うこととし、業務の引継ぎには令和8年度業務責任者及び管理主任が出席すること。
イ 業務引継書は、3部作成し当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。書式については、令和7年度受託者と委託者で協議のうえ決定するものとする。
ウ 令和8年度の受託者と令和9年度の受託者が異なる場合、令和8年度の受託者は令和8年度最終月末までに業務の引継ぎを行うものとし、円滑な業務引継等の遂行を妨げるような行為をしてはならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議し決定するものとする。
- (9) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、業務従事者に対し、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

自家用電気工作物一覧

(別表1)

No.	履行場所	東京電力	受電設備	動力	電灯	非常用発電設備	太陽光発電設備	
		契約電力	容量	変圧器容量	変圧器容量	電圧	発電機容量	メーター/型式
1	消防局庁舎 (浦和消防署) (浦和区常盤6丁目1番28号)	6KV 257KW	6KV 1,750KVA	150 KVA 300 KVA 300 KVA 300 KVA 150 KVA 100 KVA 300 KVA	50 KVA 50 KVA 50 KVA	200V	600 KVA 250 KVA 500 KVA	
2	西消防署 (西区西大宮3丁目48番地)	6KV 44KW	6KV 200KVA	100 KVA	100 KVA	200V	75 KVA	
3	西消防署西遊馬出張所 (西区大字西遊馬307番地1)	200V 32KW	200V 47KVA	32KW (低圧動力)	15 KVA (従量電灯C)	200V	49 KVA	
4	北消防署 (北区宮原町4丁目66番地14)	6KV 69KW	6KV 250KVA	150 KVA	100 KVA	200V	24 KVA	
5	北消防署植竹出張所 (北区植竹町1丁目820番地1)	6KV 34KW	6KV 200KVA	50 KVA 100 KVA	50 KVA	200V	49 KVA	
6	防災センター (大宮消防署) (大宮区天沼町1丁目893番地)	6KV 197KW	6KV 1,675KVA	200KVA 500KVA 250KVA 300KVA 200KVA	150 KVA 75 KVA	200V	198 KVA	
7	大宮消防署氷川参道出張所 (大宮区吉敷町1丁目136番地1)	6KV 31KW	6KV 150KVA	100 KVA	50 KVA	200V	70 KVA	三菱電機株式会社 PV-PN40G (一般用電気工作物)
8	大宮消防署大成出張所 (大宮区大成町1丁目226番地)	6KV 35KW	6KV 150KVA	75 KVA	75 KVA	200V	50 KVA	山洋電気株式会社 P73D103
9	見沼消防署 (見沼区大字片柳1087番地1)	6KV 57KW	6KV 275KVA	200 KVA	75 KVA	200V	100 KVA	三菱電気株式会社 PV-PS55K2 (一般用電気工作物)
10	見沼消防署春野出張所 (見沼区春野2丁目6番1号)	6KV 15KW	6KV 80KVA	50 KVA	30 KVA	200V	24 KVA	
11	見沼消防署蓮沼出張所 (見沼区大字蓮沼267番地)	200V 27KW	200V 4.3KVA	27KW (低圧動力)	16 KVA (従量電灯C)	200V	30 KVA	
12	見沼消防署東大宮出張所 (見沼区東大宮4丁目31番地1)	非常用発電設備以外は、併設する東大宮コミュニティーセンターで保安管理し、 非常用発電設備は、消防単独設置のため消防局で保安管理するものです。				200V	30 KVA	
13	中央消防署 (中央区下落合4丁目13番10号)	6KV 98KW	6KV 275KVA	200 KVA	75 KVA	200V	80 KVA	パナソニック株式会社 VBPC255GS2
14	桜消防署 (桜区田島4丁目23番7号)	6KV 62KW	6KV 150KVA	100 KVA	50 KVA	200V	75 KVA	
15	桜消防署大久保出張所 (桜区大字五間762番地2)	15KW		15KW (低圧動力)	20 KVA (従量電灯C)	200V	18 KVA	
16	桜消防署西浦和出張所 (桜区田島7丁目17番10号)	13KW		13KW (低圧動力)	20 KVA (従量電灯C)	200V	24 KVA	
17	浦和消防署木崎出張所 (浦和区領家4丁目21番20号)	200V 23KW	200V 58KVA	23 KVA (低圧動力)	35 KVA (従量電灯C)	200V	18 KVA	
18	浦和消防署日の出出張所 (浦和区東岸町8番10号)	6KV 32KW	6KV 150KVA	100 KVA	50 KVA	200V	115 KVA	山洋電気株式会社 P73J103RJC
19	南消防署 (南区根岸3丁目10番7号)	6KV 46KW	6KV 105KVA	75 KVA	30 KVA	200V	49 KVA	
20	南消防署東浦和出張所 (南区大字谷口5668番地)	6KV 31KW	6KV 80KVA	50 KVA	30 KVA	200V	49 KVA	
21	緑消防署 (緑区大字大間木472番地)	6KV 180KW	6KV 725KVA	500 KVA	75 KVA 75 KVA 75 KVA	200V	158 KVA	株式会社GSユアサ LBSG-10-T3-F
22	緑消防署美園出張所 (緑区大字玄蕃新田597番地1)	6KV 27KW	6KV 150KVA	100 KVA	50 KVA	200V	115 KVA	山洋電気株式会社 P73J103RF
23	岩槻消防署 (岩槻区大字岩槻5064番1)	6KV 46KW	6KV 150KVA	75 KVA	75 KVA 30 KVA (スコット)	200V	80 KVA	株式会社安川電機 CEPT-P2AA2010B
24	岩槻消防署太田出張所 (岩槻区太田1丁目2番11号)	14KW		14KW (低圧動力)	15 KVA (従量電灯C)	200V	15 KVA	
25	岩槻消防署上野出張所 (岩槻区上野4丁目6番21号)	6KV 14KW	6KV 100KVA	100 KVA	30 KVA (スコット)	200V	30 KVA	
26	岩槻消防署笠久保出張所 (岩槻区大字笠久保1328番地)	6KV 18KW	6KV 130KVA	100 KVA	30 KVA	200V	49 KVA	
27	岩槻消防署城南出張所 (岩槻区城南1丁目2番3号)	6KV 105KW	6KV 150KVA	100 KVA	75 KVA	200V	60 KVA	パナソニック株式会社 VBPC244GM2

※No.15・16・24は回路・主開閉器契約(ブレーカー契約)

※No.27は令和8年3月竣工予定

【需要設備】

項目 対象設備等	月次点検	年次点検
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等	<測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れ る漏えい電流測定	
<受・配電盤>	接地線等の保安装置の取付け状態	
<接地工事> 接地線、保護管等	<測定項目>	
<構造物> 受電室建物、キューピタル式受変電設備の金属製外箱等		

項目 対象設備等	月次点検	年次点検
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
<蓄電池設備>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

【太陽光発電設備】

項目 対象設備等	月 次 点 檢	年 次 点 檢
<太陽光電池アレイ>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷 汚損等の有無 配線の取り付け状態及び過熱の 有無 接地線等の保安装置の取付け 状態	左記の外観点検項目に加え、 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定
<接続箱>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷 汚損等の有無 配線の取り付け状態及び過熱の 有無 接地線等の保安装置の取り付け 状態	左記の外観点検項目に加え、 接地抵抗測定
<P C S>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷 汚損等の有無 配線の取り付け状態及び過熱の 有無	左記の外観点検項目に加え、 接地線等の保安装置の取り付け 状態
<連系保護装置>		単独運転検出機能の確認
<発電状況>	<指示計器点検> 指示値確認	<指示計器点検> 指示状態、指示値確認

太陽光発電設備保守点検

対象		頻度*
屋根（屋根設置の場合）	屋根葺材 屋根裏 排水路	適宜*
防護柵・屏（地上設置の場合）	屏 標識 入口扉	1回/月 及び適宜*
敷地（地上設置の場合）	周辺（影、営巣等） アクセス箇所（通路等） 排水路	1回/月 及び適宜*
太陽電池アレイ	太陽電池モジュール コネクタ ケーブル 接地線	適宜*
	架台 基礎（地上設置の場合） アレイ下側（植生、営巣等）	1回/月 及び適宜*
	電線管	適宜*
接続箱（PCS内蔵型も含む）	本体 端子台、内部機器 過電流保護素子 逆流防止ダイオード 断路器・開閉器 避雷器 接地線 試験	適宜*
電力量計	メータ	適宜*
漏電遮断器	本体 操作部 端子部 配線	適宜*
PCS	本体 避雷器 通気状態 端子台、内部機器 蓄電装置、UPS 試験	1回/月 及び適宜*
データ収集装置、遠隔制御装置	本体 通信線 遠隔操作・制御	1回/月 及び適宜*
センサ類	本体	適宜*

*地震、台風、洪水、悪天候（大雨・強風・大雪・雹など）及び火災、落雷などの後。